

令和5年4月28日

教職員・学生 各位

副学長 杉山 誠

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの
変更に伴う本学の対応について

政府方針により、5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上、「季節性インフルエンザ」と同じ5類感染症に位置づけられる予定です。これに伴う本学の対応については、5月8日以降、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における岐阜大学の活動指針

各具体的な活動において活動状態は「レベル0 通常通り」となり、活動指針は終了とします。

2. ホームページでの感染者の発生報告

5類感染症の位置づけとなるため、感染者の発生報告は終了とします。

3. 新型コロナウイルスに感染した場合等の取り扱いについて

※医学部及び医学部附属病院教職員並びに医学部・医学系研究科所属学生については別途、通知が発出されますので、その指示に従ってください。

(1)陽性となった場合

陽性となった場合の療養期間は受診した医療機関あるいは保健管理センターの指示に従ってください。

①外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(※1)として5日間は外出を控えること(※2)、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されています。症状が重い場合は、医師に相談してください。

(※1)無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2)こうした期間にやむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等の感染予防対策を徹底してください。

②周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけてください。

③療養期間中の対応

イ 学生の場合

出席できない(できなかった)場合、医療機関から指示された期間等を保健管理センターの報告フォームに入力するとともに所属学部・研究科等の学務係に連絡してください。

ロ 教職員の場合

上司等に連絡の上、自宅療養が必要な場合又は待機されている場合は、新型コロナウイルス感染症に関する就業禁止措置が廃止されましたので、病気休暇若しくは年次有給休暇の取得又はテレワークによる就労で対応してください。

(2)保健管理センターへの報告について

現行の報告入力フォームは**終了**します。今後は、保健管理センター作成の感染症報告フォームにより報告をお願いします(別添1「保健管理センターニュース No.155」)。

<新・感染症報告URL> <https://forms.office.com/r/qvMcSWWK7D>



(3)従来の濃厚接触者相当に該当する場合

一般に保健所による新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定は行われず、また、濃厚接触者として感染症法に基づく外出自粛は求められないことから、職場内においても濃厚接触者の特定や外出自粛を求めないことになります。

従来の濃厚接触者に該当する可能性が高い場合は、

- ・家族や同居人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、まず、可能であれば部屋を分け、感染した家族等の世話はできるだけ限られた者で行うことに注意する。
- ・外出する場合は、発症日を0日として、特に5日間は自身の体調に注意する(7日目までは発症する可能性があることに留意する)。
- ・この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をする、など適切な対応をお願いします。

4. 新型コロナウイルス関係の各種通知について

別添2、マスクの着用に関する令和5年3月27日付「令和5年4月1日以降のマスク着用について」(副学長通知)以外の新型コロナウイルス関係でホームページに掲載している各種通知は、**廃止**とします。

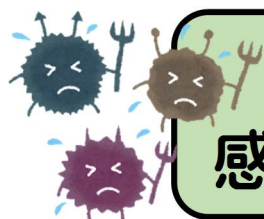
保健管理センターニュース

2023/4
No.155

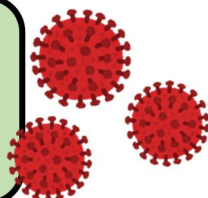


発行：岐阜大学保健管理センター

TEL：058-293-2174 FAX：058-293-2177 E-mail：hokencen@gifu-u.ac.jp



岐阜大学における 感染症罹患時の報告方法について



学校保健安全法等に定められている感染症に感染した場合、
下記 URL より保健管理センターへ報告をしてください。

<https://forms.office.com/r/qvMcSWWK7D>



★報告すべき感染症一覧はこちら

(新型コロナウイルス、インフルエンザ、
プール熱などすべて)

URL：<http://www.hoken.gifu-u.ac.jp/pdf/202304210841J.pdf>

学生は速やかに所属学部の学務担当係にも連絡してください。

感染症による欠席は、就学上の配慮が提供されますので、安心して療養に努めてください。大学内は人口密度が高いため、無理して登校すると感染症を拡大させてしまうことを理解してください。

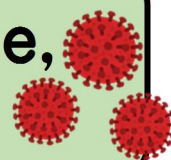


2023/5/8～新型コロナウイルス感染者の行動規範が変わりました！

- ・感染者の出校停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」。
- ・発症 2 日前から発症後 10 日間は人に感染させる十分量のウイルスを排出している可能性があるため、マスク着用をするなど、感染拡大を防止する行動をとる。
- ・濃厚接触者の抽出はありませんが、感染者（発症 2 日前から）と接触した方もマスクをするなど感染拡大を防止する行動をする。



When you have an infectious disease, inform to Gifu University



If you have an infectious disease, inform it to the Health Administration Center through the following URL. It is mandatory based on the School Health and Safety Act in Japan.

<https://forms.office.com/r/qvMcSWWK7D>



★List of infectious diseases which you have to inform.

URL : <http://www.hoken.gifu-u.ac.jp/pdf/202304210841J.pdf>

Students should inform also the Academic Affairs of their department.

Since appropriate accommodation should be provided for sick leave, don't visit the university while you have symptoms to avoid spreading the infection.



The health behavior for the coronavirus infection after May 8, 2023.

If you are infected, until 5 days have passed since the onset and 1 day has passed since the symptoms improved.

Infected people may have enough volume of virus to transmit others from 2 days before the onset to 10 days after the onset, careful behavior is recommended including wearing a mask during this period.

Close contact person will not be picked up. However, those who had contacted with an infected person should be careful not to spread the infection.

If you are infected, please report it to the university.

令和5年3月27日

教職員・学生 各位

副学長 杉山 誠

令和5年4月1日以降のマスク着用について

「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について(周知)(令和5年3月17日付文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)」を受けて、令和5年4月1日以降、本学キャンパス内におけるマスク着用を以下のように取り扱うこととします。

記

1. 医学部、病院エリア以外

- (1)「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策が実施されていることを前提として、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2)通学時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、学生及び教職員についても、マスク着用を推奨します。また、本学に乗り入れているバス路線は、大学病院に通院される患者さんも多く利用されますので、混雑状況に応じて適切に対応することを強く求めます。
- (3)基礎疾患がある、花粉症がある、など様々な事情により、マスクを着用する方もいることもあり、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう構成員各員に強く求めます。
- (4)咳やくしゃみの際には、咳エチケット(※)を行うことに留意されることを望みます。
※咳エチケットとは、「個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえること」です。

2. 医学部、病院エリア

医学部、病院エリアについては、構成員の所属に関わらずマスク着用を継続します。バス利用者で始発から乗車するため、大学病院や柳戸橋バス停を利用される方は、マスク着用をお願いします。(別図参照)

別図



「マスク着用が求められるエリア」の考え方は、赤い線で囲んだ部分です。

医学部に所属しない者にも同エリアへ入る際（バス停利用時含む）はマスク着用が求められます。